第２節　災害復旧事業の推進

第１項　　復旧事業計画
第２項　　激甚災害に伴う措置

第１項　復旧事業計画

《 基本方針 》

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、災害復旧事業の実施にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、または支援するものとする。

１．災害復興計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編　第４章第１節「災害復旧事業計画」に準ずる。

被災施設の復旧にあたっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図るものとする。

（１）　復旧・復興の基本的方向

市は、県と連携し、被災の程度や住民の意向等を勘案し、早急に復旧・復興の基本的方向を定める。

1)　被害が比較的少なく、局地的な場合

原形復旧を原則とし、局地的な地域は、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

2)　被害が甚大で、広範囲な場合

原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

（２）　復興計画

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

（３）　復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び関係機関は諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

さらに、再度災害の発生防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3)　復興検討委員会の設置

学識経験者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「復興検討委員会」を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

4)　復興計画

ｱ.　市街地復興に関する計画の策定
ｲ.　産業復興に関する計画の策定
ｳ.　生活復興に関する計画の策定
ｴ.　事業手法
ｵ.　財源確保
ｶ.　推進体制に関する事項等について定める。

5)　復興事業の実施

ｱ.　被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、「被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第 14 号)」第５条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

ｲ.　災害復興に関する専門の担当部署を設置する。
ｳ.　災害復興に関する担当部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第２項　激甚災害に伴う措置

１．激甚災害に伴う措置

激甚災害に伴う措置については、一般災害対策編　第４章　第１節　「災害復旧事業計画」を準ずる。

２．激甚災害の指定手順

激甚災害の指定手順については、一般災害対策編　第４章　第１節　「災害復旧事業計画」を準ずる。

３．激甚災害に対処するための特別の財政援助

（１）　激甚災害に対処するための特別の財政援助等

各種法律に基づく予算の範囲内において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第 150号、以下「激甚法」という。）」等に基づき援助される。

1)　制度の概要

大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定める。

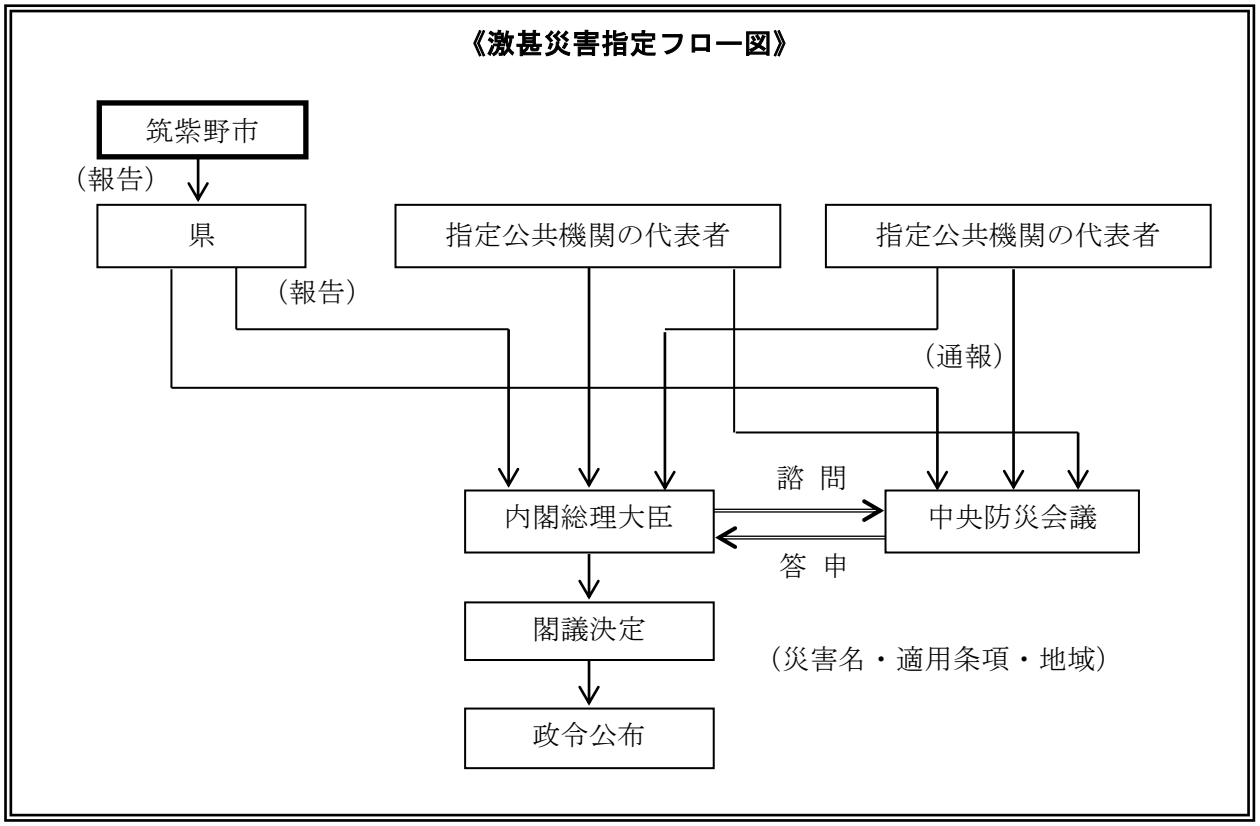

2)　激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二通りの指定基準がある。

①広域的(全国レベル)な「本激甚指定」

②市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」

ｱ.　激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率または国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

ｲ.　指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

（２）　市の実施内容

基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ的確に実施できるようにする。

1)　県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2)　当該市の区域内に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第１項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

3)　早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。